

令和 6 年度（2024 年度）

箕面市学童保育利用申込のご案内

令和 6 年 4 月から学童保育の利用を希望するかたは、
よくお読みのうえ、申請手続きをしてください。

申請期限：令和 5 年（2023 年）9 月 30 日（土）

期 限 厳 守

※書類に不備又は不足がある場合は受付できませんので、
必ず書類が揃ってから申請してください。

※利用要件を満たしていても、申込先の学童保育室に定員を超えた申込があった場合は、入室をお待ちいただくことがありますので、ご了承ください。

※申請期限後に申込（不備・不足書類の提出含む）をされたかたは、空きが生じた時点で入室の対象となりますので、ご了承ください。

※学童保育料に未納（きょうだい分・過年度分含む）がある場合は、支払い完了後に申込受付となりますので、ご了承ください。

箕面市教育委員会事務局

子ども未来創造局 放課後子ども支援室

1. 学童保育の目的

放課後、保護者が仕事で留守にしているなどの家庭の児童並びに障がいのある児童を対象に、児童の健全な育成支援を目的として学童保育を実施しています。

学童保育は保育所や幼稚園の預かり保育と異なり、放課後に小学生が自主的に遊び、生活する場を提供し、児童の健全な育成のための援助、見守りを行う事業です。

2. 学童保育利用の要件

学童保育のご利用にあたっては、下記（１）又は（２）の要件が必要です。

- （１）保護者及び同居の親族等が下記の事由のいずれかに該当する場合で、放課後の児童の監護（面倒を見ること）ができないと認められる場合。

- a 居宅内外で労働している。又はその予定であること。
（週平均 16 時間以上の勤務時間が要件となります。注：通勤・休憩時間除く）
- b 個人で事業をしているかた。（勤務要件は a と同じ）
- c 妊娠中又は出産後間がない状態にあること。（産前 2 か月・産後 2 か月）
※育児休業中は対象になりません。
- d 病気や怪我のため又は精神若しくは身体に障がいを有していること。
- e 同居の親族等を常時介護していること。
- f 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
- g 教育長が学童保育の利用を必要と認める状態にあること。

- （２）児童が下記のいずれかの要件に該当し、かつ、学童保育の利用が児童の健全な成長又は発達を助長すると認められる場合。※保護者（中学生以上）の送迎が必要となります。

- a 療育手帳又は身体障害者手帳の交付を受けていること。
- b 支援学級に在籍していること。
- c a 又は b に類するものであると教育長が認める障がいを有すること。

支援学級に在籍の予定がある児童については、入室前に聞き取り等の面談があります。入室前面談の日程については、後日ご連絡します。面談の内容と職員体制で、ご希望の利用開始日より実際の入室が後ろ倒しになる場合もありますので、早めの申込をお願いします。

3. 実施時間及び休室日

- （１）利用時間

- ・平日：放課後から午後 5 時まで
※市立の各小学校の下校時刻に合わせて開室します。
- ・土曜日及び春・夏・冬休みの平日、行事代休日：午前 8 時から午後 5 時まで
※長期休業や行事代休日は、市立の各小学校の日程に基づきます。

- （２）休室日

- ①日曜日
- ②国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

4. 延長利用について

延長利用時間	午後5時から午後7時まで
利用の要件	就労等で午後5時以降も保育が必要であることわかる資格証明書が必要です。(申請されても延長利用の必要性が不明な場合は、ご利用いただけません。)
利用実施日	月曜日から金曜日までの学童保育開室日 (土曜日は実施していません。)
児童帰宅時の お迎え	延長保育を利用する日は、保護者又は保護者から委任されたかた(中学生以上)のお迎えが必要です。 (必ず午後7時までに児童をお迎えに来てください。やむを得ず遅れる場合は、必ず学童保育室へ連絡してください。)
注意事項	延長利用の承認をした場合であっても、下記に該当する場合は、延長利用を取り消すことがあります。 ・延長利用の要件に該当しないことが判明した場合 ・延長利用料が未納で、納入の督促後1か月を経過しても延長保育料の支払いがなかった場合 ・延長利用時間を超えての利用が延長利用期間中に4回に達した場合 万一、午後7時より遅れて迎えに来られた場合は、別途費用を徴収します。(延長超過料金500円/15分)

5. 費用

学童保育料	月額：7,200円 内訳 学童保育に係る費用 5,700円 おやつ提供に係る費用 1,500円
延長保育料	日額：250円 (月額5,000円が上限)

※兄弟姉妹での利用の場合、2人目は半額、3人目以降は無料となります。

(おやつ提供に係る費用を除く)

※納付期限は翌月末です。(例：4月分学童保育料納付期限 5月31日)

※学童保育料及び延長保育料は、口座振替で納入していただきます。

※納付期限までにお支払いされない場合は、延滞金が課される場合があります。なお、督促状を発送した場合は督促手数料を徴収します。

6. 提出書類 ※電子申請が可能です。詳細は、5 ページをご参照ください。

(1) 「学童保育利用（延長利用）承認申請書」

- ・利用する**児童一人につき1枚**が必要です。
- ・住所、氏名は住民登録と相違ないように記入してください。
- ・生年月日は元号と西暦と両方記入してください。
- ・家族状況は、同居者全員について記入してください。（二世帯住宅含む）
- ・家族状況欄に、実際の勤務先の名称及び所在地を記入してください。（学生等未就労のかたは、学校名・学年）また、緊急連絡先を必ず記入してください。
- ・利用希望期間は、令和7年（2025年）3月31日までの希望する期間で、退室日は月末で記入してください。
- ・延長利用が必要なかたは、延長利用の希望確認欄に○印を記入してください。
- ・その他、該当する項目に○をつけてください。

(2) 「学童保育利用（延長利用）資格証明書」

- ・児童の**父母それぞれの証明**が必要です。
- ・**18歳以上65歳未満の親族**（祖父母、児童の兄姉など）が同居する場合、それぞれの証明が必要です。
- ・保護者のかたが求職中でも申請はできますが、求職中である証明（直近のハローワーク受付票等）を添付し、入室後、2か月以内に「学童保育利用（延長利用）資格証明書」を必ず提出してください。（求職中に利用できる期間は2か月間です。）

申請理由	必要書類
就労のため (雇用されている場合)	学童保育利用（延長利用）資格証明書（表） 勤務先で証明を受けてください。
就労のため (個人で事業をしている場合)	学童保育利用（延長利用）資格証明書（裏）2 直近の確定申告書や法人税申告書のコピー等 必要事項を記入し、申告してください。個人で事業を営んでいることを証明する書類も添付してください。
妊娠中又は出産のため	[妊娠中] 母子手帳表紙と出産予定日がわかるページのコピー [出産後] 母子手帳の出産届出済証明のページのコピー
疾病、負傷等のため 介護のため	学童保育利用（延長利用）資格証明書（裏）3 医師の証明を受けてください。療養期間内に学童保育利用希望期間が含まれているか、確認してください。
就学のため	資格証明書の代わりに下記の書類を提出してください。 [児童の父母の場合] 在学証明書及び授業の時間割表（カリキュラム） [18歳以上の同居親族の場合] 学生証のコピー

※上記以外に確認のため別途書類の提出をお願いする場合があります。

(3) 「学童保育料（延長保育料）減免申請書」「おやつ中止届」（該当するかたのみ）

- ・減免事由に応じて添付書類を一緒に提出してください。（添付書類は下表を確認してください。）

7. 学童保育料の減免制度について

下記の減免要件に該当するかたは、学童保育料及び延長保育料の減免を受けられる場合があります。該当する場合は「学童保育料（延長保育料）減免申請書」に添付書類を添えて申請してください。

減免要件	減免期間	減免割合	添付書類及び注意事項
生活保護世帯	4月分～ 翌3月分	学童保育料 及び延長保 育料の全額 （おやつ代 除く）	生活保護受給証明書
市民税非課税世帯	4月分～ 8月分		令和5年度市府民税課税証明書 ※令和5年1月1日時点で箕面市民 でなかったかたのみ必要（令和5年1 月1日にお住まいの市町村で取得し てください）
	9月分～ 翌3月分	令和6年度市府民税課税証明書 6月頃に別途申請の案内をします	
児童扶養手当受給世帯	4月分～ 翌3月分	学童保育料 及び延長保 育料の半額	減免申請書の下部□に✓を記入して ください
特別児童扶養手当 受給世帯	4月分～ 翌3月分	（おやつ代 除く）	減免申請書の下部□に✓を記入して ください
おやつの提供を受けな い場合	届出の翌月 分以降	おやつ代の 全額	学童保育おやつ中止届兼学童保育料 免除申請書 （中止する前月20日までに提出し てください）

※いったん納付された学童保育料及び延長保育料は原則還付しません。

※減免要件に該当することとなった場合は、該当する月の翌月末までに申請してください。

※学童保育のおやつは食物アレルギーに対応しておりません。食物アレルギーをお持ちのかたは必ずおやつ中止届を提出してください。

※申請が遅れますと、減免の適用開始が遅れることになります。

※火災等により罹災されたかたの減免についてはご相談ください。

8. 申請方法

LoGo フォームによる電子申請

下記 URL へアクセスし、必要事項を入力してください。

【令和6年度】箕面市学童保育利用（延長利用）承認申請書・資格証明書

<https://logoform.jp/f/AjErj>



【令和6年度】箕面市学童保育料（延長保育料）減免申請書 ※該当するかたのみ

<https://logoform.jp/f/3lhpX>



【令和6年度】箕面市学童保育おやつ中止届兼学童保育料免除申請書 ※該当するかたのみ

<https://logoform.jp/f/xXYi6>



※窓口申請の場合は、下記窓口までご提出ください。

提出先：箕面市役所本庁舎 別館2階子ども総合窓口

受付時間：月曜日から土曜日 午前8時45分から午後5時15分（祝日除く）

9. 申請期限

■4月1日入室希望の場合

令和5年（2023年）9月30日（土） 期限厳守

■4月11日以降の入室について

学童保育室の入室日は毎月1日、11日、21日です。それぞれ前月20日、前月末、当月10日までに申し込んでください。入室日が日・祝日の場合、実際の利用開始日は翌開室日、申請締切日が日・祝日の場合、前営業日が申請締切日となりますので、ご注意ください。書類に不備又は不足がある場合は受付できませんので、ご了承ください。

※申込先の学童保育室に定員を超えた申込があった場合は、入室をお待ちいただくことがあります。

10. その他注意事項

- ・申込多数の場合は、保護者の状況等により入室をお待ちいただくことがあります。
- ・申請内容（住所、家族構成及び勤務状況等）に変更が生じた場合は、速やかに届け出をしてください。
- ・虚偽の申請や条例、規則の定めに違反する行為があった場合は、学童保育の利用を取り消し、又は利用の待機や利用を不承認する場合があります。
- ・学童保育料が未納で、納付の督促後1か月を経過しても学童保育料の納付がなかった場合は、学童保育の利用の取り消しをする場合があります。また、督促手数料や延滞金を徴収することがあります。

1.1. 入室までの流れ

【申請期限：9月30日までに申請されたかた】

令和6年(2024年)1月下旬頃に、放課後子ども支援室から「学童保育利用承認通知書」又は「学童保育利用待機・不承認通知書」を送付します。

【申請期限：9月30日以降に申請されたかた】

空きが生じた時点で「学童保育利用承認通知書」又は「学童保育利用待機・不承認通知書」を送付します。

- ・利用申請と同時に延長利用を申請されたかたには、「学童保育延長利用承認通知書」又は「学童保育延長利用待機・不承認通知書」を、減免申請されたかたには、「学童保育料(延長保育料)減免承認通知書」又は「学童保育料(延長保育料)減免不承認通知書」を送付します。

■新1年生を対象に各学童保育室で見学兼入室説明会を実施しますので、必ず参加してください。令和6年3月頃開催予定です。ご案内は「学童保育利用承認通知書」と一緒に送付します。

1.2. その他

- ・学童保育入室希望のかたは、見学ができます。(事前に各学童保育室に連絡してください。)
- ・心臓疾患・アレルギー等の症状により緊急対応が必要な場合は、利用決定後に緊急時覚書の写しを学童保育室に提出していただきます。
- ・箕面市では、登下校に際し、お子様の見守り端末をお持ちいただくようお願いしています。(詳細は入学説明会で説明があります。)

自由な遊び場開放事業について

各小学校で、学童保育とは別に1年生から6年生までの児童が自由に遊べるよう、平日の放課後に運動場と余裕教室等を毎日、開放しています。

- ・申込みは不要です。
- ・利用は無料です。
- ・給食のある日の放課後に実施しています。
- ・開放時間は放課後から午後4時45分までです。(冬季期間中は午後4時30分まで)
- ・学校行事等により、事業を中止する場合があります。
- ・緊急時集団下校の際は、自由な遊び場開放事業は中止します。

長期休業期間中のみの利用について

学童保育では、春休み・夏休み・冬休みの長期休業期間中のみの利用申請が可能です。

- ・利用期間は終業式から始業式までとなります。
- ・各長期休業期間の2か月前に市ホームページにてご案内を開始し、申請期限は利用開始月の前月末となります。

※申込先の学童保育室に定員を超えた申込があった場合は待機となり、利用できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

学童保育室一覧

※市外局番は072です。

名称	場所	電話 (FAX)	定員(人)
箕面小学童保育室	箕面小学校内	724-5172	140
止々呂美小学童保育室	止々呂美小学校内	736-1107	160
萱野小学童保育室	萱野小学校内	722-7673	160
北小学童保育室	北小学校内	723-9607	80
南小学童保育室	南小学校内	722-4859	120
西小学童保育室	西小学校内	722-0250	183
東小学童保育室	東小学校内	728-1088	120
西南小学童保育室	西南小学校内	723-2620	174
萱野東小学童保育室	萱野東小学校内	728-0521	180
豊川北小学童保育室	豊川北小学校内	728-1753	96
中小学童保育室	中小小学校内	724-0230	160
豊川南小学童保育室	豊川南小学校内	729-0654	144
萱野北小学童保育室	萱野北小学校内	722-0551	40
彩都の丘小学童保育室	彩都の丘小学校内	726-7300	240

お手続き窓口

箕面市教育委員会事務局子ども未来創造局
 箕面市役所別館2階 子ども総合窓口 (月～土曜日 8:45～17:15 祝日除く)
 〒562-0003 箕面市西小路4-6-1 電話：072-724-6791 Fax：072-724-6010
 各届出の書式はホームページからダウンロードできます。
<https://www.city.minoh.lg.jp/edushien/gakudou1.html>